

三重県工業用水道条例

(平成二年三月二十三日 三重県条例第六号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、三重県工業用水道事業の給水に係る料金その他供給条件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 管理者 三重県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十一号。以下「設置条例」という。)第五条第一項に規定する管理者をいう。
- 二 使用者 管理者の承認を受けて工業用水の給水を受けている者をいう。
- 三 時間最大使用水量 一日の各時間における使用水量のうち最大の水量をいう。
- 四 基本使用水量 時間最大使用水量に二十四を乗じて得た水量をいう。
- 五 超過使用水量 時間最大使用水量を超過して使用した水量をいう。ただし、第二十一条第二項の規定により工業用水の使用の休止の承認を受けた水量(以下「休止水量」という。)がある場合は、基本使用水量から休止水量を減じて得た水量の二十四分の一の水量を超過して使用した水量をいう。
- 六 配水施設 配水池、配水管及びこれらに附属する施設をいう。
- 七 給水施設 配水施設から分岐して管理者が管理する制水弁に至るまでの給水管及びこれに附属する施設をいう。
- 八 受水施設 給水施設から分岐して設けられた受水管、量水装置(量水器及びこれに附属する機器類をいう。)、受水槽及びこれらに附属する施設をいう。

(給水の対象)

第三条 工業用水の給水は、設置条例第四条第二号に規定する給水区域において一給水先当たりの基本使用水量が一〇〇立方メートル以上の者に対して行う。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第二章 給水の申込み及び承認等

(給水の申込み)

第四条 工業用水の給水を受けようとする者は、管理者に給水の申込みをしなければならない。

(給水の承認)

第五条 管理者は、前条の規定による給水の申込みがあつた場合は、給水能力に余裕がないときその他正当な理由があるときを除き、時間最大使用水量及び基本使用水量を決定し、これを承認するものとする。

2 管理者は、前項の承認に際しては、給水に関し必要な条件を付けることができる。

(基本使用水量の変更)

第六条 使用者は、前条の規定により決定された基本使用水量について、正当な理由がある場合には、変更の申出をすることができる。

2 前条の規定は、基本使用水量を変更する場合に準用する。

(氏名等の変更)

第七条 使用者は、その氏名若しくは名称、代表者の氏名又は住所若しくは所在地に変更があつたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第八条 使用者は、管理者の承認を受けなければ、この条例に基づく権利又は義務を第三者に譲渡することができない。

2 相続又は合併により使用者の地位を承継した者は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(用途の制限)

第九条 使用者は、給水される工業用水を工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第一項に規定する工業以外の用途に使用してはならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(消火栓の使用)

第十条 管理者が工業用水道に設置した消火栓は、火災又は消火演習の場合を除くほか使用することができない。

第三章 配水施設等の工事及び管理並びに費用の負担

(配水施設及び給水施設の工事)

第十一条 配水施設及び給水施設の設置、改造又は撤去の工事は、管理者が施工するものとする。

2 管理者は、給水を受けようとする者からの給水申込み又は使用者からの基本使用水量の変更の申出により、前項の工事が必要となるときは、その工事費用の全部又は一部を、給水を受けようとする者又は使用者（以下「使用者等」という。）に負担させることができる。

(受水施設の工事)

第十二条 受水施設（量水装置を除く。）の工事は、使用者等が施工するものとする。

2 使用者等は、前項の工事の設計及び施工を管理者に委託することができる。この場合の費用は、使用者等の負担とする。

3 使用者等は、受水槽を設置しようとするときは、あらかじめ管理者と容量、形式等について協議するものとする。

(量水装置の設置)

第十三条 量水装置は、管理者と使用者等が協議のうえ設置場所を定め、管理者が設置し、管理するものとする。

2 使用者等は、量水装置の設置に要する土地及び建物を管理者に無償で使用させなければならない。

(量水装置の移転費用)

第十四条 使用者の請求に基づき量水装置の移転工事を実施した場合の費用は、使用者の負担とする。

(量水装置の検査請求)

第十五条 使用者は、量水装置の機能に異常があると認めるときは、管理者に当該装置の機能の検査を請求することができる。

(制水弁の操作禁止)

第十六条 使用者は、管理者の承認を受けた場合を除き、配水施設及び給水施設の制水弁を操作してはならない。

(工事費用の算出)

第十七条 第十一条第二項、第十二条第二項及び第十四条の工事費用は、次に掲げる費用の合計額とする。

一 工事費

二 工事雑費

三 事務雑費

四 前三号に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用

2 工事費用の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費用の前納及び精算)

第十八条 第十一条第二項及び第十四条の規定により工事費用を負担すべき者並びに第十二条第二項の規定により工事を委託する者は、管理者の定める工事費用を前納しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により前納した工事費用は、工事完成後精算し、過不足あるときは、これを還付し、又は追徴する。

第四章 給水

(給水の原則)

第十九条 管理者は、災害、異常渇水、工業用水道施設の損傷その他不可抗力による場合又は工業用水道施設の拡張、改良及び修繕の工事等によりやむを得ない理由がある場合を除くほか、給水を制限し、又は停止してはならない。

2 管理者は、給水を制限し又は停止しようとするときは、緊急の場合を除くほか、あらかじめ、その日時及び区域並びにその理由を使用者に通知しなければならない。

3 管理者は、給水の制限又は停止によって使用者に損害が生じても、その責任を負わないものとする。

(適正使用の原則)

第二十条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するように努めなければならない。

2 管理者は、給水の適正を図るため必要があると認めるときは、使用者に対し、受水槽の設置又は増設その他工業用水の使用法の改善等の措置を指示することができる。

(使用の開始及び休止)

第二十一条 使用者は、工業用水の使用を開始しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 使用者は、操業の短縮、停止等により工業用水の使用の全部又は一部を休止しようとするときは、一日当たりの休止しようとする水量を定め、管理者が別に定める期日までにその旨を申し出て、その承認を受けなければならない。

(使用の廃止)

第二十二条 使用者は、工場の閉鎖等やむを得ない理由により工業用水の使用を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の承認を受けた者から当該廃止に係る費用を徴収することができる。

(超過使用水量の決定等)

第二十三条 管理者は、毎月定例日に量水器を検針して当該月の超過使用水量を決定するものとする。ただし、量水器に故障があると認めたときは、その故障期間中における超過使用水量は、管理者が認定するところにより決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により超過使用水量を決定したときは、使用者に通知するものとする。

3 第十九条第一項の規定により給水の制限をしたときの超過使用水量は、第二条第五号の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところにより決定する。

4 管理者は、使用者が火災に際し受水施設に設置した消火栓を使用した場合において、超過使用水量となる水量があるときには、その水量を認定し、その月の超過使用水量からこれを控除するものとする。

第五章 料金

(料金の算定)

第二十四条 工業用水の料金（以下「料金」という。）は、次に定める額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。

一 基本料金 基本使用水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、別表に定める基本料金の単価を乗じて得た額

二 使用料金 基本使用水量から休止水量を減じて得た水量にその月の日数を乗じて得た水量に対し、別表に定める使用料金の単価を乗じて得た額

三 超過料金 第二十三条第一項又は第三項の規定により決定した超過使用水量に対し、別表に定める超過料金の単価を乗じて得た額

2 月の中途において、工業用水の使用を開始し、若しくは廃止し、又は基本使用水量に変更があつた場合の料金は、日割計算とする。

(責任使用水量制)

第二十五条 基本料金及び使用料金の額の算定については、使用者が一日の間において、基本使用水量（休止水量がある場合には、当該水量を減じて得た水量）の全部又は一部を使用しなかつた場合においても、これを使用したものとみなす。

(料金の納入)

第二十六条 使用者は、毎月料金を管理者の定める納入期限までに納めなければならない。

(延滞金の徴収)

第二十七条 削除〔平成二十六年条例七十二号〕

(料金の減免)

第二十八条 管理者は、第十九条第一項の規定により給水を制限し、又は停止した場合は、料金を減免することができる。

(料金納入後の過不足精算)

第二十九条 過誤その他の事由により料金の払戻し、又は追徴を必要とする場合は、その翌月以降の料金において精算する。

第六章 雑則

(給水の停止処分)

第三十条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水を停止することができる。

- 一 料金及びこの条例により負担すべき費用を納入期限経過後三月以上納付しないとき。
- 二 料金の徴収を免れようとして、不正の行為をしたとき。
- 三 正規の手続を経ないで、工事を行い又は給水施設を使用したとき。
- 四 管理者の命じる職員の職務執行を拒み、又は妨害したとき。
- 五 前各号のほか、この条例の規定又はこれに基づく命令に違反したとき。

(立入検査)

第三十一条 管理者は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、使用者の工場等に立ち入り、受水施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(他の条例との関係)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）に定める事項については、その定めるところによる。

(委任)

第三十三条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(手続き等の経過措置)

2 この条例施行前に三重県工業用水道供給条例(昭和三十六年三重県条例第五号。以下「旧条例」という。)の規定に基づいて行われた手続きその他の行為は、この条例の相当規定による手続きその他の行為とみなす。

(量水装置の経過措置)

3 旧条例の規定に基づき使用者が設置した量水器に係る取り扱いについては、管理者が量水装置の更新を行うまでの間、なお従前の例による。

附 則 (平成五年三月二十六日三重県条例第十五号)

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二十五日三重県条例第四十五号)

1 この条例は、平成九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、施行日前から継続している給水で、施行日から平成九年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成十一年三月十九日三重県条例第八号抄)

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年三月二十四日三重県条例第四十九号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成十二年十二月二十六日三重県条例第九十号)

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則 (平成十八年三月二十八日三重県条例第三十七号)

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年十二月二十五日三重県条例第七十五号)

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十五号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県条例第七十二号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している給水であって、施行日から平成二十六年四月三十日までの間に同条第一項に規定する料金（以下この項及び次項において「料金」という。）の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

3 施行日から三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の施行の日の前日までに発生した料金又は改正後の三重県工業用水道条例により負担すべき費用（以下「料金等」という。）のうち、納入期限までに納入されないものについては、改正後の第三十二条の規定にかかわらず、次項から附則第九項までの規定を適用する。

4 三重県工業用水道条例第二条第一号に規定する管理者（附則第九項において「管理者」という。）は、料金等が納入期限までに納入されなかったときは、納入の遅滞に係る損害賠償金（以下「遅延損害金」という。）を徴収する。

5 前項の遅延損害金の額は、同項の納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、料金等の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

6 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる料金等の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7 附則第五項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

8 附則第五項に規定する年当たりの割合は、しゅんねん 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

9 管理者は、納入期限までに料金等が納入されなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、附則第四項の遅延損害金を減免することができる。

10 施行日前に発生した改正前の第二十四条第一項に規定する料金又は改正前の三重県工業用水道条例により負担すべき費用のうち、納入期限までに納入されないものについては、施行日以後の期間にあつては附則第四項から前項までの規定を適用し、施行日前の期間にあつてはなお

従前の例による。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第二十九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第三十五号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十八日三重県条例第五十号）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

2 改正後の第二十四条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から継続している給水であつて、施行日から平成三十一年十月三十一日までの間に同条第一項に規定する料金（以下この項において「料金」という。）の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

別表（第二十四条関係）

施設名	単 価		
	基 本 料 金	使 用 料 金	超 過 料 金
北伊勢工業用水道	一立方メートルにつき 一四円五〇銭	一立方メートルにつき 四円	一立方メートルにつき 三七円
松阪工業用水道	一四円九〇銭	一円一〇銭	三二円
中伊勢工業用水道	二七円四〇銭	二円	五八円八〇銭